

第3章 特例基準

3 - 1 消防用設備等の設置及び維持に関する特例基準について

第1 趣旨

令第32条及び条例第41条の3による消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に関する特例は、この基準の定めるところによるものとする。

第2 仮設建築物に対する特例

屋内消火栓設備又は自動火災報知設備を設置しなければならない仮設建築物(建基法第85条第5項に規定する仮設建築物で、催事を目的としているものは除く。)で随時巡回する等火災の早期発見の措置を講じ、かつ、次に定める措置を講じたときは、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。

1 屋内消火栓設備

当該仮設建築物に適応する大型消火器を規則第7条第1項の規定に基づき設置していること。

2 自動火災報知設備

非常警報設備を令第24条第4項の規定に基づき設置していること。

建基法第85条第5項

特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、1年以内の期間(建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間)を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第12条第1項から第4項まで、第21条から第27条まで、第31条、第34条第2項、第35条の2及び第35条の3の規定並びに第3章の規定は、適用しない。

仮設建築物とは、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗、共同住宅等の販売のためのモデルルーム、住宅展示場内の展示用住宅、仮設選挙用事務所等が該当する。

第3 仮設選挙事務所に対する特例

非常警報設備を設置しなければならない仮設選挙事務所で消火器及び非常警報器具を設け、かつ、随時巡回する等火災の早期発見の措置をしたときは非常警報設備を設置しないことができるものとする。

第4 学区市民ホームに対する特例

学区市民ホームは、令別表第1(1)項ロとして消防用設備等を設置する。ただし、自動火災報知設備は令別表第1(15)項に準じて設置することができ、放送設備が必要なものにあつては、非常ベル等を設置することで足りるものとする。また、誘導灯の消灯の取扱いにあつては、申請のあったものに限り主要避難口の施錠連動により消灯することができるものとする。

第5 地区公民館に対する特例

地区公民館は、令別表第1(1)項ロとして消防用設備等を設置する。ただし、自動火災報知設備は令別表第1(15)項に準じて設置することができ、放送設備が必要なものにあつては非常ベル等を設置することで足りるものとする。また、延べ面積300平方メートル未満で、平家建てのものについては、無窓階でない階で避難上有効な掃き出し窓等がある等避難が容易にできる場合に限り、非常警報設備及び誘導灯を設置しないことができるものとする。

第6 文化財建造物に対する特例

文化財建造物(以下「建造物」という。)に対する自動火災報知設備の取扱いは次によるものとする。

- 1 一間社、茶室等で延べ面積が7平方メートル以下の小規模な建造物で次の(1)及び(2)に適合するものは、自動火災報知設備を設置しないことができる。
 - (1) 他の建築物等から独立し、火災の発生のおそれが少ないこと。
 - (2) 他の建築物等からの火災の延焼のおそれが少ないこと。
- 2 電気設備及び火気使用設備を設けておらず、ろうそく等の火気を使用しない建造物の小屋には、感知器を設置しないことができる。
- 3 観覧者等を入れない多宝塔、三重塔その他これらに類する塔の小屋裏及び階段には、煙感知器を設けないことができる。
- 4 一間社、茶室等の小規模な建造物に設ける差動式分布型感知器の空気の管の一の感知区域の露出長は、10メートル以上20メートル未満とすることができる。
- 5 建造物の敷地内が無人状態かつ、観覧者等を入れない建造物で常時人のいる場所に移報又は周囲に周知するサイレン等を設置した場合には、地区音響装置を設けないことができる。

第7 精神病院等に対する特例

精神障がい者等のうち、重症患者(非常時において自力避難が困難な患者をいう。)を収容する病棟又は病室が存する階(精神障がい者の診療若しくはリハビリテーションを行っている病棟又は病室が存する階を除く。)については、次のとおり特例を適用することができるものとする。

- 1 消火器具

消火器具は、規則第6条第6項の規定にかかわらず、同条第1項及び第2項の規定に基づき算定した能力単位のもを各階のナースステーション内に集中して設置することができる。

2 屋内消火栓設備

- (1) 令第11条第3項第1項の定める屋内消火栓設備を設置する場合は、同号イの規定にかかわらず、ナースステーションの出入口付近に設置することができる。
- (2) 屋内消火栓箱の上部に設ける赤色の灯火は、規則第12条第3号ロの規定にかかわらず、設けないことができる。

3 スプリンクラー設備

- (1) スプリンクラーヘッドは、規則第13条の2第1項の規定にかかわらず、開放型のもをすることができる。
- (2) スプリンクラーヘッドは、規則第13条の2第4項第1号ホの規定にかかわらず、いたずら防止のための防護具を（散水能力及び均一散水を著しく妨げるものを除く。）を設けることができる。
- (3) 制御弁は、規則第14条第1項第3号イにかかわらず、ナースステーション内（操作及び点検の容易な場所に限る。）に設けることができる。
- (4) スプリンクラー設備には、規則第14条第1項第4号の規定にかかわらず、自動警報装置を設置しないことができる。

4 自動火災報知設備

- (1) 感知器は、いたずら防止のため天井面に火災の感知に支障のないように埋設又は感知器の下方に防護具を設けることができる。
- (2) 地区音響装置は、規則第24条第5号ロの規定にかかわらず、手動により鳴動させることができる。

5 誘導灯

避難口誘導灯及び通路誘導灯には、いたずら防止のための防護具(視認性を著しく妨げるものは除く。)を設けることができる。

第8 出火危険の著しく少ない防火対象物又はその部分に対する特例

次の1から7までのいずれかに該当する防火対象物又はその部分のうち、不燃材料で造られ、出火の危険が著しく少なく、かつ、延焼拡大のおそれがないと認められるものは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、連結散水設備及び連結送水管を設置しないことができるものとする。

- 1 倉庫、塔屋部分等であって、不燃性の物品のみを収容するもの
- 2 浄水場、汚水処理場等の用途に供する建築物で、内部の設備が配水管、貯水池又は貯水槽のみであるもの
- 3 冷凍室又は冷蔵庫で、室内に面する部分の仕上げを不燃材料としたもの
- 4 抄紙工場の抄紙作業所、サイダー、ビール、ジュース工場等の洗場又は充填作

業所等

- 5 不燃性の金属、石材等の加工工場で、可燃性のものを収納せず、又は取り扱わないもの
- 6 室内プール（プールサイドを含む。）又は室内スケート場（滑走部分に限る。）の用途に供するもの
- 7 金庫室等でその開口部に特定防火設備である防火戸又はこれと同等以上のものを設けたもの

第9 自動車の修理又は整備の用に供される部分の床面積の算定に対する特例

次の1及び2により区画され不燃性の物品のみを収容する部品庫等は、床面積の算定から除くことができるものとする。

- 1 壁、床、天井等は、下地、仕上げとも不燃材料（普通及び線入りガラスを除く。）
- 2 開口部は、随時開くことができる自動閉鎖装置付きの防火戸（シャッターを除く。）

昭和59年7月14日付け消防予第113号 消防庁予防救急課長回答参照

第10 電気設備が設置されている部分に対する特例

1 令第13条第1項第6欄関係

次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合で、電気設備が設置されている部分に大型消火器を設置したとき（警備員等が常駐するものに限る。）は、令第13条第1項の規定は適用しないことができるものとする。ただし、ケーブルが多条敷設されているものにあつては、当該ケーブルに延焼防止上有効な措置を施したものに限る。

- (1) 密封方式の電気設備（封じ切り方式又は窒素封入方式の電気設備で内部に開閉接点を有しない構造のものに限る。）で、絶縁劣化、アーク等による発火のおそれが少なく、かつ、当該電気設備の容量が15,000キロボルトアンペア未満のもの
- (2) 1,000キロボルトアンペア未満の容量の電気設備
- (3) 自家発電設備の基準（昭和48年消防庁告示第1号）、蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第2号）又はキュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和50年消防庁告示第7号）に適合する構造のキュービクルに収納されている電気設備
- (4) 密封方式のOF（Oil Filled）ケーブル油槽
- (5) 発電機又は変圧器で、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスが発生するおそれのないもの

2 条例第40条の4第2欄関係

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する変電設備及び発電設備が設置されている部分に大型消火器を設置したときは、条例第40条の4第1項の規定は適用しない

ことができるものとする。

- (1) 変電設備（無人変電設備を除く。）又は発電設備のうち、1・(1)、(3)又は(5)に掲げるもの
- (2) 無人変電設備のうち、1・(1)、(3)又は(5)に掲げるもので、当該変電設備において火災が発生した場合、自動的に守衛室等常時人の居る場所に火災の発生を報知する装置を備え、かつ、当該守衛室等から500メートル以内の歩行距離にあるもの

第11 鍛造場又は金属溶解設備等が設置されている部分に対する特例

鍛造場又は金属溶解設備等が設置されている部分における不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の設置については、規則第19条第6項第5号の規定にかかわらず、移動式のものとするすることができるものとする。

第12 プラットホーム、コンコース等に対する特例

- 1 両側開放のプラットホームに屋内消火栓設備を設置した場合で、当該部分の事務所、倉庫、店舗棟に有効に注水することができるものについては、令第11条第3項第1号イ及び第2号イの規定は適用しないことができるものとする。
- 2 主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料としたプラットホーム、コンコースその他これらに類する部分に屋内消火栓設備を技術上の基準に従い設置した場合は、令第28条の2第1項の規定にかかわらず、当該部分に連結散水設備を設置しないことができるものとする。

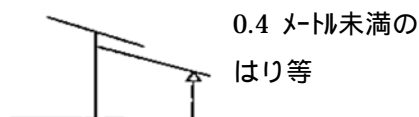
第13 屋内消火栓設備に対する特例

- 1 不燃材料で造られた防火対象物又はその部分で、発電機、変圧器その他これらに類する電気設備又は金属溶解設備等があり、屋内消火栓による放水によっては消火不能又は消火困難と認められ、又は二次的危険の発生するおそれのある部分については、屋内消火栓設備を設置しないことができるものとする。
- 2 メゾネット型共同住宅等の出入口がない階の住戸部分については、当該メゾネット型共同住宅等の出入口がある階に設ける屋内消火栓（当該出入口のない階の住戸部分を有効に警戒し、かつ、容易に消火できる位置に設けられている場合に限る。）により、令第11条第3項第1号イ又は第2号イの規定に適合しているものとみなすことができるものとする。
- 3 避難階で屋外からのみ進入が可能であり、かつ、不燃材で区画された防火対象物の部分のうち、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものについては、令第11条第3項第1号ロ、令第11条第3項第2号イ(2)及び令第11条第3項第2号ロ(2)の規定を適用しないことができるものとする。
 - (1) 機械室（火災のおそれのある設備又は機器が設置されているものを除く。）、ポンプ室その他これらに類する室

- (2) 床打ちされた床面積2平方メートル以下のパイプシャフト等
- (3) 放射線源を貯蔵し、又は破棄する室

第14 スプリンクラー設備に対する特例

- 1 高天井の部分と高天井以外の部分とが、床、壁等により区画されていない場合で、高天井の部分の床面が、隣接する高天井以外の部分に設置された閉鎖型スプリンクラーヘッドにより有効に包含されるときは、放水型ヘッド等を設置しないことができるものとする。
- 2 高天井の部分のうち、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものは、放水型ヘッド等その他のスプリンクラーヘッドを設置しないことができるものとする。
 - (1) 体育館（主として競技を行うために使用するものに限る。）、ロビー、会議場、通路その他これらに類する部分であって、次のアからウまでの全てに該当するもの
 - ア 当該部分の壁及び天井の仕上げが準不燃材料でなされていること。
 - イ 当該部分において火気の使用がないこと。
 - ウ 当該部分に多量の可燃物が存しないこと。
 - (2) 前(1)イ及びウの要件に該当するほか、床面積がおおむね50平方メートル未満である部分
- 3 スプリンクラーヘッドの設置を免除することができる部分の取扱いは、次の(1)から(9)までによるものとする。
 - (1) 規則第13条第3項第1号の「その他これらに類する場所」には、化粧室、洗濯場（洗濯機が設置してある場合は除く。）及び脱衣場が含まれる。
 - (2) 規則第13条第3項第2号の「その他これらに類する室」には、電話交換室、電話交換機室、電子計算機資料室、放送室、中央監視盤室、防災センター及び中央管理室が含まれる。
 - (3) 規則第13条第3項第3号の「その他これらに類する室」には、ポンプ室、冷凍機室、ボイラー室、乾燥室及びオイルタンク室が含まれる。
 - (4) 規則第13条第3項第4号の「その他これらに類する電気設備」には、蓄電池、充電装置、配電盤及び開閉器が含まれる。
 - (5) 規則第13条第3項第5号の「その他これらに類する部分」には、吸排気ダクト、メールシュート、ダストシュート及びダムウェーターの昇降路が含まれる。
 - (6) 規則第13条第3項第6号に規定する「その他外部の気流が流通する場所」とは、開放型の廊下、通路、ひさし等のうち、直接外気に面するそれぞれの部分から5メートル未満で、かつ、廊下等の天井面からはり、垂れ壁等の下端までは、0.4メートル以下であるものが含まれる。



(7) 規則第13条第3項第7号の「その他これらに類する室」には、次のアからカまでに掲げる室が含まれる。

ア 回復室、洗浄滅菌室、器材室、器材洗浄室、器材準備室、滅菌水製造室、無菌室、洗浄消毒室（蒸気を熱源とするものに限る。）、陣痛室、沐浴室及び汚物室

イ 無響室、心電室、心音室、筋電室、脳波室、基礎代謝室、ガス分析室、肺機能検査室、胃カメラ室、超音波検査室、採液及び採血室、天秤室、細菌検査室及び培養室、血清検査室及び保存室、血液保存に供される室並びに解剖室

ウ 人工血液透析室に付属する診察室、検査室及び準備室

エ 特殊浴室、蘇生室、バイオクリン室（白血病、臓器移植、火傷等治療室）新生児室、未熟児室、授乳室、調乳室、離隔室及び観察室（未熟児の観察に限る。）

オ 製剤部の無菌室、注射液製造室及び消毒室（蒸気を熱源とするものに限る。）

カ 医療機器を備えた診察室、医療機器を備えた理学療法室

(8) 規則第13条第3項第8号の「レントゲン室等」には、次のア及びイに掲げる室が含まれる。

ア 放射性同位元素に係る治療室、管理室、準備室、検査室、操作室、貯蔵室及びRI室

イ 診断及び検査関係の撮影室、透視室、操作室、暗室、心臓カテーテル室及びX線テレビ室

(9) 次に掲げる部分

ア 金庫室等で、当該室内の可燃物品がキャビネット等に格納されており、かつ、金庫室の開口部に特定防火設備又はこれと同等以上のものを設けているもの

イ 恒温室、冷蔵庫、冷凍室等で、火災を早期に感知することができ、かつ、自動的に警報を発することができる自動温度表示装置（非常電源を付置したものの又は専用回線としたもので、前面3メートルの位置から容易に確認できる赤色の灯火及びベル又はブザー等を設けてあるものに限る。）を常時人のいる場所に設けてあるもの

ウ サウナ室

エ スプリンクラー設備、水噴霧消火設備及び泡消火設備の制御弁室

オ パイプシャフト

カ 不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備のガスボンベ室

キ ショーウィンド、ショーケース等が天井面まで立ち上がっているもので、

当該床面積が2平方メートル未満で、かつ、奥行きが0.6メートル未満のもの
ク 押入れ又は物置（以下「押入れ等」という。）で、次の(ア)から(ウ)までのす
べてに該当するものは、令第12条第2項第1号の規定にかかわらず、スプリ
ンクラーヘッドを設置しないことができるものとする。

(ア) 床面積が1平方メートル以下であること。

(イ) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料であること。

(ウ) スプリンクラーヘッドが押入れ等の出入口に面して次のaからcまで
のいずれかにより設けられていること。

a 押入れの各部分までの水平距離が令第12条第2項第2号イの表に定
める距離に閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッド（小区画型
ヘッドを除く。）が設けられていること。

b 押入れ等の各部分までの水平距離が2.6メートル以下となる位置に小
区画型ヘッドが設けられていること。

c 押入れ等の各部分が、側壁型ヘッドを取り付ける面の水平方向の両側
にそれぞれ1.8メートル以内、かつ、前方3.6メートル以内となる範囲に
包含される位置に側壁型ヘッドが設けられていること。

4 ラック式倉庫のうち、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、スプリンク
ラー設備を設置しないことができるものとする。

(1) ラック等の部分が可動するラック式倉庫で、次のアからウまでの全てに該当
する場合

ア 屋内消火栓設備又はドレンチャー設備が設けられていること。

イ ラック等のうち火災が発生した箇所を容易に識別し、当該箇所を屋内消火
栓設備又はドレンチャー設備により消火することができる位置に移動するこ
とができるものであること。

ウ ラック等を稼動するために用いる電気設備等については、耐火措置が講じ
られていること。

(2) 冷蔵の用に供されるラック式倉庫（庫内の温度が氷点下であるものをいう。）
で、次のアからオまでの全てに該当する場合

ア 冷蔵室の部分における火気使用その他出火危険がないこと。

イ 冷蔵室の部分とその他の部分とが、準耐火構造（建築基準法第2条第7号
の2に規定する準耐火構造をいう。）の床又は壁で防火区画されていること。
また、当該区画に開口部を設ける場合には、特定防火設備である防火戸とす
るとともに、当該開口部には、有効に冷却することにより延焼防止できるス
プリンクラー設備、ドレンチャー設備等が設けられていること。

ウ 冷蔵室の壁、床及び天井の断熱材及びこの押さえが、次の(ア)又は(イ)のい
ずれかに該当するものであること。

(ア) 冷蔵室の壁体、天井等の断熱材料に不燃材料を使用し、かつ、これらの
押さえを不燃材料としたもの

(イ) 冷蔵室に使用される断熱材料をコンクリート若しくはモルタル又はこれと同等以上の防火性能を有するもので覆い、かつ、当該断熱材料に着火するおそれのない構造としたもの

エ ラック等を設けた部分に、必要に応じ難燃材料の遮蔽板が設けられていること。

オ 当該防火対象物の周囲への防火塀の設置、空地の確保等により他の防火対象物への延焼のおそれがないこと。

5 実態上の用途が特定用途以外の用途に供される部分であって、「令別表第一に掲げる防火対象物の取扱いについて」(昭和50年消防予第41号及び消防安第41号。)

2(2)により、主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分とされたため、当該部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもののうち、次の(1)から(4)に掲げる全ての条件に該当する場合にあっては、スプリンクラー設備を設置しないことができるものとする。

(1) 主要構造部が、準耐火構造であること。

(2) 防火対象物全体に、消火器及び自動火災報知設備が令第10条及び第21条の技術上の基準に従い設置されていること。また、住宅部分の居室(押入れ等の収納設備を除く。)に、規則第23条第4項第1号二に掲げる場所を除き、煙感知器が設置されていること。

(3) 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する消防機関へ通報する火災報知設備が令第23条の技術上の基準に従い設置されていること。

(4) 住宅部分(階段及び通路等の共有部分を除く。)の同一階及び上階に住宅部分以外の部分(以下「非住宅部分」という。)が存しないこと。ただし、住宅部分と非住宅部分が同一階の場合で、それぞれの部分が準耐火構造の壁及び床で区画され、その開口部に防火設備(随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。)が設置されている等、有効に防火措置がされていると認められる場合はこの限りでない。

第15 不活性ガス消火設備等に対する特例

特定防火対象物の厨房部分にスプリンクラー設備を設置した場合は、令第13条に定める不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置しないことができるものとする。

第16 自動火災報知設備に対する特例

1 令第21条第1項第3号に掲げる防火対象物のうち、令別表第1(16)項イ(同表(2)項ニ、(5)項イ又は(6)項イ(1)から(3)まで、ロ若しくはハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。))の用途に供される部分が存するも

のを除く。)に掲げる防火対象物で、次の(1)及び(2)の全てに該当する場合は、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。

- (1) 防火対象物の延べ面積は、500平方メートル未満であること。
- (2) 令別表第1(1)項、(2)項イからハまで、(3)項、(4)項、(6)項イ(4)、ハ若しくはニ又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途（以下この基準第16において「特定用途」という。）に供される部分が、次に適合すること。
 - ア 特定用途に供される部分の存する階は避難階であり、かつ、無窓階以外の階であること。
 - イ 特定用途に供される部分の床面積の合計は、150平方メートル未満であること。

ウ 全ての特定用途に供される部分から主要な避難口に容易に避難できること。

- 2 令第21条第1項第7号に掲げる防火対象物「特定一階段等防火対象物」のうち、令第4条の2の2第2号に規定する避難階以外の階「1階及び2階を除く。」（以下「避難階以外の階」という。）の特定用途に供される部分の全てが次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。

- (1) 居室以外の部分（機械室、倉庫等）であって、不特定多数の者の出入りがないもの
- (2) 実態上の用途が特定用途以外の用途に供される部分であって、「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて（昭和50年消防予第41号及び消防安第41号。以下「41号通知」という。）1(2)により、主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分とされたため、当該部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの
- (3) 一般住宅の用途に供される部分であって、41号通知2(2)により防火対象物全体が単独の特定用途に供される防火対象物として取り扱われることとされたため、当該一般住宅の用途に供される部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの

- 3 令第21条第1項及び条例第40条の5第1項に掲げる防火対象物に存する部分のうち、次の(1)から(11)までのいずれかに該当するものについては、自動火災報知設備の感知器を設置しないことができるものとする。

- (1) 準耐火建築物の天井裏等で不燃材料の壁及び床で区画された部分
- (2) 第14・3・(9)・アの金庫室等
- (3) 第14・3・(9)・イの恒温室、冷蔵庫及び冷凍室等（火災を早期に感知することができ、かつ、自動的に警報を発することができる自動温度表示装置（非常電源を付置したもの又は専用回線としたもので、前面3メートルの位置から容易に確認できる赤色の灯火及びベル又はブザー等を設けてあるものに限る。）を常時人のいる場所に設けてあるものに限る。）
- (4) 便所、浴室、シャワー室及びこれらに類する用途に供する部分

- (5) 金属等を溶融、鋳造又は鍛造する設備のある場所で、感知器により火災を有効に感知することができない部分
- (6) 振動が著しく、感知器の機能の保持が困難な場所
- (7) 階段に接続されていない10メートル以下の廊下、通路又は階段に接続された廊下や通路等で階段までの歩行距離が10メートル以下のもの
- (8) パイプシャフト、パイプダクト、ダストシュートその他これらに類するもので次に掲げるもの
 - ア 水平断面積が1平方メートル以下のもの
 - イ 耐火構造の壁若しくは床（各階又は2の階以下ごと）又は防火設備その他これと同等以上のもので区画された場所。ただし、電気配線シャフトのうち配電盤若しくは分電盤が設けられているもの又は可燃物の収納により出火危険がある部分を除く。
- (9) 押入れ又は物入れで、床面積が1平方メートル以下のもの
- (10) 不燃材料で区画され可燃性物品を収納していない水槽室等
- (11) 規則第23条第4項第1号ロに規定する「その他の外部の気流が流通する場所」とは、第14・3・(6)に準ずる場所

第17 消防機関へ通報する火災報知設備に対する特例

- 1 次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものにあつては、消防機関へ常時通報することができる電話が防災センター等に設置されており、かつ、当該電話付近に通報内容が明示される場合は、消防機関に通報する火災報知設備を設置しないことができるものとする。
 - (1) 令別表第1(5)項イのうち、宿泊室数が10以下であるもの
 - (2) 令別表第1(6)項イ(3)及び(4)
 - (3) 令別表第1(6)項ハのうち、通所施設(就寝施設を有するものを除く。)であるもの
- 2 同一敷地内に設置義務のある棟が複数あり、主たる棟に火災通報装置本体を設置し、かつ、主たる棟以外の棟（以下「別棟」という。）に当該火災通報装置の遠隔起動装置を設置しているもので、次の(1)から(3)までの全てに該当する場合は、火災通報装置の設置を一の棟とすることができるものとする。
 - (1) 火災通報装置本体及び遠隔起動装置は、防災センター等に設置されていること。ただし、無人となることがある別棟の遠隔起動装置は、多数の者の目に触れやすく、かつ、火災に際し、速やかに操作することができることと認められる箇所等にそれぞれ設置されていること。
 - (2) 主たる棟と別棟の防災センター等の間には相互通話設備が設けられていること。
 - (3) 火災時において、通報連絡、初期消火及び避難誘導等の措置を講じることのできる体制が整備されていること。

第18 放送設備に対する特例

令第24条第2項及び第3項に掲げる防火対象物に存する部分のうち、放送設備の操作部等が設置されている防災センター等において、操作部等にモニタースピーカーが設置され、防災センター等の各部分から操作部等のモニタースピーカーまでの水平距離が10メートル以下である場合は、令第24条第4項の規定にかかわらず、放送設備のスピーカーを設けないことができるものとする。

第19 避難器具に対する特例

- 1 規則第27条第1項第3号口の規定にかかわらず、使用方法が容易に理解できる滑り台、避難橋等については使用方法を表示する標識を設けないことができるものとする。
- 2 特定一階段等防火対象物の階のうち、2階又は地上に直通する階段が2以上設けられている階については、規則第27条第1項第1号の規定は適用しないことができるものとする。

第20 誘導灯に対する特例

- 1 規則第28条の3及び「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドラインについて」（平成11年消防予第245号）の規定にかかわらず、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものについては、避難口誘導灯を設けないことができるものとする。
 - (1) 常時出入りの用に供する廊下、通路及び屋外への出入口を居室の各部分から容易に見通し、識別でき、避難することができるもので、かつ、居室内の各部分から10メートル未満に存する避難口
 - (2) 令別表1に掲げる防火対象物の部分で、個人の住居の用途のみに供される階の主要な避難口。ただし、不特定多数の者の避難経路となる部分及び11階以上の部分は除く。
- 2 規則第28条の3の規定にもかかわらず、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものについては、誘導灯を消灯できるものとする。
 - (1) 自動火災報知設備が設置されていない防火対象物において、当該防火対象物が無人である場合や外光により避難口又は避難方向が識別できる場所に次のアからウまでにより誘導灯を設置する場合
 - ア 誘導灯の消灯方法は、階段灯用点滅器、1階(避難階)共用灯用点滅器及び誘導灯手動点滅器(設置場所については、玄関ホール又は事務所内等の防火管理を適切に行うことのできる場所)の全て開(OFF)とした場合に消灯すること。
 - イ 誘導灯の点灯方法は、前アの点滅器のいずれかを閉(ON)とした場合に点灯すること。
 - ウ 誘導灯の電気回路は、誘導灯配線系統図(別添1)に準じて行うこと。
 - (2) 展示場、体育館等における一時的な催物に際し、特に暗さが要求され、誘導

灯を直ちに点灯することが可能な防火管理体制が確保されている場合。ただし、この場合、条例第53条に基づく催物開催届に誘導灯の消灯に係る防火管理体制（別添2）についての資料を添付すること。

第21 連結散水設備に対する特例

- 1 主要構造部を耐火構造としたもので外周（外壁）が2面以上及び周長の2分の1以上がドライエリアその他の外気（以下「ドライエリア等」という。）に開放されており、かつ、次の(1)から(4)までの全ての要件に適合するものについては、連結散水設備を設けないことができるものとする。
 - (1) ドライエリア等に面して消火活動上有効な開口部（直径1メートル以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ0.75メートル以上及び1.2メートル以上の開口部）を2以上有し、かつ、当該開口部は、規則第5条の3第2項各号の規定に適合するものであること。
 - (2) 開口部が面するドライエリア等の幅は、当該開口部がある壁から2.5メートル以上であること。ただし、消火活動上支障ないものはこの限りでない。
 - (3) ドライエリア等には、地上からその底部に降りるための傾斜路、階段等（以下「傾斜路等」という。）の施設が設けられていること。
 - (4) ドライエリア等の面する部分の外壁の長さが30メートルを超えるものは、2以上の傾斜路等を有すること。
- 2 散水ヘッドの設置を免除することができる部分の取扱いは、次の(1)から(5)までによるものとする。
 - (1) 規則第30条の2第2号の「その他これらに類する場所」には、化粧室、洗濯場（洗濯機が設置してある場合は除く。）及び脱衣場が含まれる。
 - (2) 規則第30条の2第3号の「エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する室」には、ボイラー室、ポンプ室及び冷凍機室が含まれる。この場合において、ボイラー室には、他の有効な消火設備を設置すること。
 - (3) 規則第30条の2第3号の「通信機器室、電子計算機室その他これらに類する室」には、電話変換機室、電子計算機資料室、放送室及び中央管理室が含まれる。
 - (4) 規則第30条の2第4号の「その他これらに類する電気設備」には、蓄電池、充電装置、配電盤及び開閉器が含まれる。
 - (5) 規則第30条の2第5号の「その他これらに類する部分」には、吸排気ダクト、メールシュート、ダストシュート及びダムウェーターの昇降路が含まれる。

第22 非常電源に対する特例

- 1 令第11条の規定に該当せず条例第40条の2第1項の規定のみに該当する防火対象物に限り、非常電源専用受電設備を非常電源とすることを認めて差し支えないものとする。

2 非常動力装置を次の(1)から(7)までにより設ける場合は、屋内消火栓設備の加圧送水装置の非常電源の代替として認めて差し支えないものとする。

- (1) 床面積の合計が2,000平方メートル以下の防火対象物であること。
- (2) 非常動力装置は、規則第31条の4第1項の認定を受け、同条第2項の規定による表示が付されているものであること。
- (3) 非常動力装置は、停電を確認したら自動的に起動するものであること。
- (4) 非常動力装置は、規則第12条第1項第4号ロの規定に準じて設けること。
- (5) 非常動力装置を1時間以上駆動できるための換気設備及び操作のための非常用照明を設けた室に設けること。
- (6) 屋内消火栓設備の起動装置及び表示灯に対しては、別途非常電源が必要であること。
- (7) 屋内消火栓設備の加圧送水装置の原動機は、電動機によるものであること。

第23 連結送水管に対する特例

地階を除く階数が7以上の建築物のうち、延べ面積が2,000平方メートル未満で、7階以上の部分を昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに使用し、かつ、電動機等以外の可燃物を収容又は使用しないものについては、連結送水管を設置しないことができるものとする。

第24 パッケージ型消火設備に対する特例

1 令第11条第1項及び条例第40の2に掲げる防火対象物又はその部分のうち、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成16年消防庁告示第12号）」第3の要件にかかわらず、パッケージ型消火設備を設置することができるものとする。

(1) 地階又は無窓階を除くこととされているが、次のアからオのいずれかに該当する場合

ア 排煙のための開口として、内部からの操作により手動で開放できる構造である開口部の面積の合計が床面積の30分の1以上確保されている階であること。

イ 次の(ア)及び(イ)に掲げる場所

(ア) 使用形態が、自動車の修理場、駐車場、発電室、変電室、ボイラー室、乾燥室及び通信機械室その他これらに類するものでないこと。

(イ) 二方向避難が確保されている、主要な避難口を容易に見通すことができる等、避難経路が明確であること。

ウ 居室等の各部分から常時出入りの用に供する廊下、通路及び屋外への出入口を容易に見通し、識別でき及び避難することができるもので、かつ、居室等の各部分からの歩行距離が、避難階にあっては20メートル以下、避難階以外の階にあっては10メートル以下である場所であること。

エ 受水槽、ポンプ室その他これらに類する場所のみであること。

オ 地階であるが、避難階となる防火対象物で、規則第5条の2に規定する普通階であること。

(2) 令別表第1(14)項に掲げる防火対象物であるが、少量危険物の貯蔵又は取扱いがないこと。

また、条例別表第3(指定可燃物表)に掲げる物品で、同表の数量欄に掲げる数量以上の保管がないこと。

2 パッケージ型消火設備は、容易に視認できる共用部分で、かつ、最終避難が可能な避難口又は階段付近等に設けること。

第25 特例基準適用の手続き

1 消防長又は消防署長(以下「消防長等」という。)は、令第32条又は条例第41条の3による特例の適用を受けようとする者に対しては、別記様式による消防用設備等の特例基準の適用願(以下「適用願」という。)に、必要に応じ当該防火対象物の図面等を添えて予防課又は所轄消防署に提出させるものとする。ただし、特例の適用を建築物の確認申請と同時に受けようとする場合は、適用願を消防用設備等(特殊消防用設備等)工事計画届に添えて提出させるものとする。

2 消防長等は特例の適用を認めない場合にあっては、特例を認めない旨及びその理由を明らかにして願出人に通知するものとする。

3 前1の規定にかかわらず、次の(1)から(10)までのものは基準適用の手続きを必要としないものとして取り扱うものとする。

(1) 第13 屋内消火栓設備に対する特例

(2) 第14 スプリンクラー設備に対する特例(2及び4を除く。)

(3) 第15 不活性ガス消火設備等に対する特例

(4) 第16 自動火災報知設備に対する特例(1及び2を除く。)

(5) 第17 消防機関へ通報する火災報知設備に対する特例(1を除く。)

(6) 第18 放送設備に対する特例

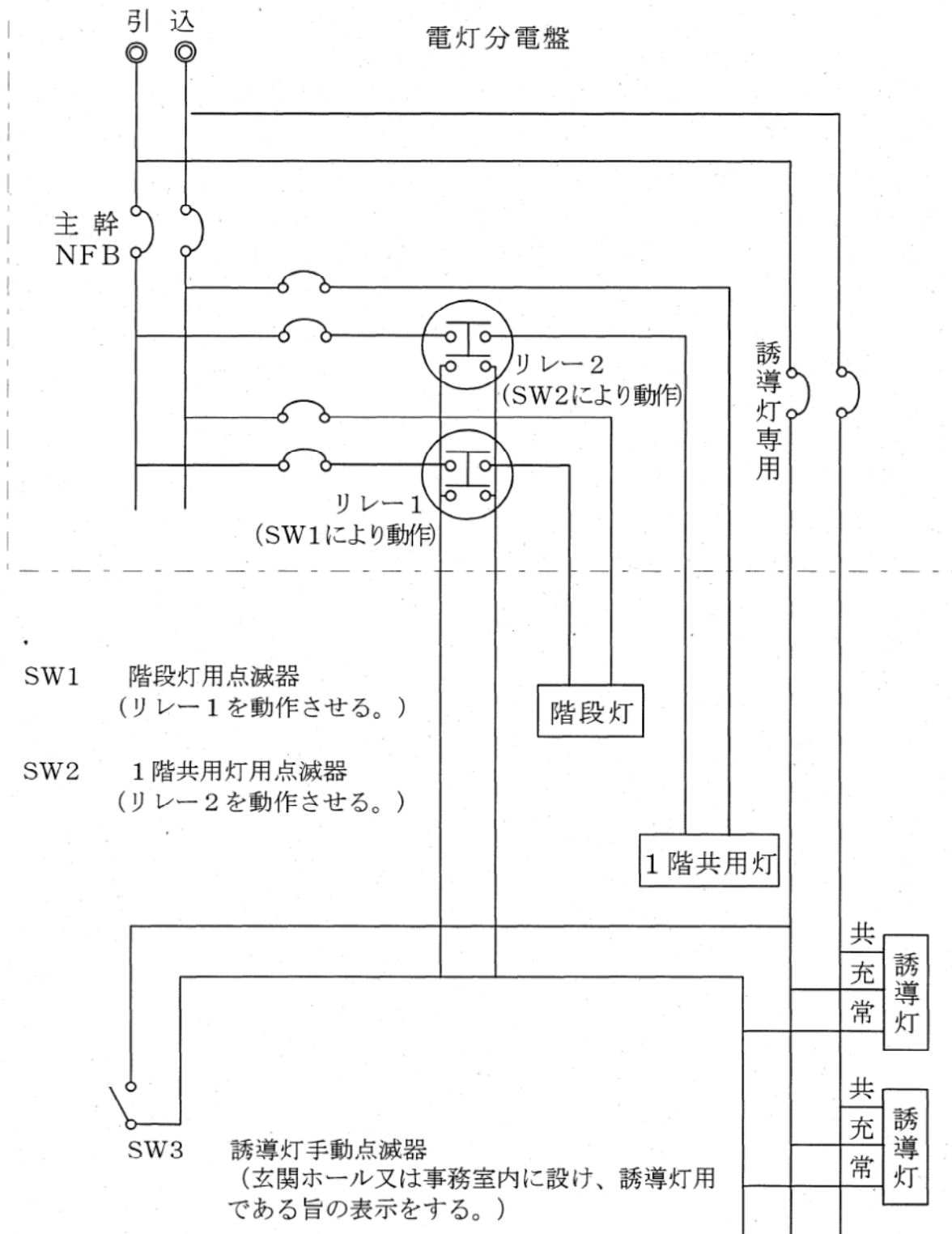
(7) 第19 避難器具に対する特例(2を除く。)

(8) 第20 誘導灯に対する特例

(9) 第21 連結散水設備に対する特例(1を除く。)

(10) 第22 非常電源に対する特例(2を除く。)

誘導灯配線系統図



誘導灯の消灯に係る防火管理等について

○自動点灯の場合

点 灯 方 式	
---------	--

○手動点灯の場合

消 灯 す る 部 分	
消 灯 す る 誘 導 灯 の 種 別	
消 灯 す る 時 間 帯	
点 滅 器 等 の 場 所	
消 灯 操 作 責 任 者	
誘導灯の消灯に伴う防火管理等	

別記様式

年 月 日

(宛先) 岡崎市消防長
(岡崎市 消防署長)

(願出人) 住 所
氏 名

消防用設備等の特例基準の適用願

消防用設備等の設置について、消防法施行令第32条又は岡崎市火災予防条例第41条の3の規定による特例の適用を次のとおり願います。

なお、本願出建築物の変更等により特例の適用条件と相違するに至ったときは消防法施行令に定める消防用設備等を設置いたします。

防火対象物	所在地			
	名称		用途	
	構造		延べ面積	
	工事区分	新築・増築・移設・改修・その他()		
特例の適用を受ける消防用設備等				
特例の適用を受ける理由、条件等				